

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成 12年法律第149号) 第5条の4	マンションの管理に関する計画の認定	建築指導課

- 1 審査基準は、国土交通省の作成したマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドラインによるものとする。
- 2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。